

成年後見申立ての手引

この手引は、後見開始・保佐開始・補助開始の申立てを考えている方に、制度のあらまし、成年後見人・保佐人・補助人の役割、家庭裁判所への申立てに必要な書類、手続の流れなどについてまとめたものです。

必ずこの手引を熟読した上で、家庭裁判所への申立てをされるようお願いします。

※ 申立てに必要な書類や手続の流れについては、各地の家庭裁判所によって若干異なる場合があります。そのため、他の家庭裁判所で申立てをされる方は、その家庭裁判所窓口にご相談されることをお勧めします。

制度利用上の留意点

- ① 後見開始等の申立てを一旦行くと、途中で自由に手続を取りやめること（申立ての取下げ）はできません。裁判所の許可が必要になります。
- ② 本人に後見等が開始すると、本人の判断能力が回復あるいは本人が亡くなるまで後見等は続きますので、後見人等も後見等事務を続け、その内容を家庭裁判所に報告していただくことになります。もともとの申立ての目的（たとえば保険金受領、遺産分割など）が終わっても、後見等を取りやめることはできません。
- ③ 後見人等になっても、本人の財産を本人以外の方のために自由に使うことはできません。また、後見人等は、家庭裁判所が、本人の状況や予定される後見人等の仕事内容などを総合的にみて選びますので、申立人が希望した方が選ばれるとは限りません。
- ④ 後見人、保佐人、補助人の権限はそれぞれ異なります。特に保佐人、補助人は、全面的な代理権を持つ後見人とは権限が大きく異なります。

【目 次】

はじめに	1
------	---

第1 成年後見制度について

1 制度の概要

- Q 1 成年後見制度とは、どのような制度でしょうか？ 1
また、どのようなきっかけで利用する人が多いですか？
- Q 2 成年後見がはじまる（後見が開始する）と、どうなりますか？ 3
また、成年後見人は、どのような仕事をしますか？
- Q 3 保佐がはじまる（保佐が開始する）と、どうなりますか？ 4
また、保佐人は、どのような仕事をしますか？
- Q 4 補助がはじまる（補助が開始する）と、どうなりますか？ 5
また、補助人は、どのような仕事をしますか？

（参考 成年後見制度における種類の違い） 6

- Q 5 任意後見制度とはどのようなものですか？ 7

2 後見人等の選任、後見人等の職務について

- Q 6 後見人等になりたいと希望した人（候補者）が必ず後見人等に 8
なれますか？親族以外の第三者（専門職）が選ばれることもあ
ると聞いたのですが。
- Q 7 後見人等は一人に限られますか？ 9
- Q 8 後見人等の権限でできないことはなんですか？ 9
後見人等の不正行為を耳にしますが、不正行為とはどんなこと
ですか？
- Q 9 後見人等は家庭裁判所に職務内容を報告し、監督を受けると聞 10
きましたが、具体的にはどういうことですか？

3 後見人等の報酬

- Q10 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が後見人等に選任 10
されると、報酬を支払わなければならないと思いますが、具体
的にはどのように決められますか？また親族など専門職以外の
者が後見人等に選任された場合、報酬はどうなりますか？

4 後見制度支援信託

- Q11 後見制度支援信託とはどのようなものですか？ 11
- Q12 後見制度支援信託は、どのような件について利用が検討されま 11
すか？ また、利用のメリットはなんですか？

5 後見等の終了時期

- Q13 後見人等が選任されると、その仕事はいつまで続くので 11
すか？

- Q14 後見人等を辞めたいときは、どうしたらよいですか？・・・ 1 1
Q15 後見人等を辞めさせられるときもありますか？・・・ 1 2

第2 成年後見制度を利用するには？ ～申立ての準備

- Q16 本人の判断能力に問題が出てきたので、成年後見制度を利用したいのですが、どうしたらよいですか？・・・ 1 3
Q17 申立書式を入手しました。申立ては誰が行うのが良いですか？・・・ 1 3
Q18 入手した申立書式を記入して準備する際の留意点を教えてください。また、様々な書類を取り寄せて準備する必要があるようなので、各書類を準備する際の留意点も教えてください。
・【申立書式の種類】・・・ 1 4～ 1 6
・【取り寄せるなどして準備する書類】・・・ 1 6～ 1 8
・【各資料について写し（コピー）の取り方】・・・ 1 9
Q19 申立てにかかる費用はいくらくらいですか？・・・ 2 0
また、申立てにかかる費用は誰が負担しますか？
Q20 申立てを本人や親族に知られずに進めることはできますか？・・・ 2 2

第3 後見等開始の審判申立後の手続の流れ

- Q21 申立書式の記載が終わり、準備すべき書類が整いました。・・・ 2 3
申立てはどのように行いますか？
Q22 申立てをすると、後見等が開始し、後見人等が選任される・・・ 2 3
までにどのような手続がありますか？また、どのくらい時間がかかりますか？
Q23 後見等が開始し、後見人等が選任された後も、実際、後見人等が仕事を始められるまでに少し時間がかかると聞きました。それはなぜですか？
Q24 専門職の関与を望まない旨伝えていたのに、専門職が選任されました。不服申立てができますか？
Q25 後見等が開始し、後見人等が選任された旨の審判書の中に、・・・ 2 4
「手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。」との記載がありましたが、これはどういう意味ですか？
(参考 熊本家庭裁判所管内の連絡先（管轄一覧）)・・・ 2 5
(参考 後見等開始の審判手続の流れ)・・・ 2 6

はじめに

この「成年後見申立ての手引」パンフレットは、主として、「成年後見制度（法定後見制度）」と、熊本家庭裁判所での手続方法を説明したものです。

「成年後見制度」というと、民法に基づく「法定後見制度」と、任意後見契約に関する法律に基づく「任意後見制度」の二つが説明されていることがありますが、このパンフレット中での「成年後見制度」は、「法定後見制度」のこののみを言います。

なお、このパンフレットで単に「後見人」と記載がある場合は、成年後見人のことを指し、「後見人等」と記載がある場合は、成年後見人、保佐人、補助人のことを指しているとお考えください。



第1 成年後見制度について

1 制度の概要

Q1 成年後見制度とは、どのような制度でしょうか？

また、どのようなきっかけで利用する人が多いですか？

1 成年後見制度はどのような制度か？

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方（本人）を法律的に保護し、支えるための制度です。

具体的には、本人の判断能力の不十分さの程度によって、本人に「後見」、「保佐」、「補助」を開始し、それぞれ「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」という公的な援助者を選び、それぞれの権限の範囲内で本人を援助するものです。

病気や事故によって判断能力に問題が生じた方（たとえば認知症、知的障害、精神障害、高次脳機能障害などの方）が、介護に関する契約を結んだり、預貯金を適切に管理したり、法律行為を行ったりする場合、ひとりではそのような難しいことができず、本人にとって不利益な結果を招くおそれもあります。また、契約等の相手方も、そのような本人と契約や協議をすることを不安に感じるかもしれません。そのため、本人を保護し、援助する人を選ぶ必要性が出てくるのです。

2 どのようなきっかけで成年後見制度を利用するか？

成年後見制度の利用を考える理由はそれぞれですが、たとえば、重い認知症の本人の代わりに親族が財産管理を行う中で、本人の療養費の支払いのため定期預金を解約しようとしたら、銀行から成年後見人を選任するよう言われたということはよく耳にします。

その他、本人の生存保険金を受け取ろうとしたら保険会社に成年後見人を選任するように言われた、本人が土地の売却を進めていたら急に倒れて売買契約を結ぶために成年後見人が必要になった、本人が相続人の一人である遺産分割を行うため成年後見人が必要になった、本人を施設に入所させようとしたら本人の代わりに入所契約を結ぶ成年後見人を選任するよう施設から言われた、などもよく耳にします。

また、本人の判断能力の不十分さが中程度～軽度であるけれども、周囲の人あるいは本人が、財産管理や契約手続に不安を感じ、保佐人や補助人を選んだ方が良いのではないかと考えることもあるようです。

未成年後見制度の利用を希望される方は、家庭裁判所の窓口にご相談ください。未成年後見人選任の申立てについてご案内します。



任意後見制度の利用を希望される方は、Q5をご覧ください。任意後見人について簡単に説明しています。

3 成年後見制度を利用するには？

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に「申立て」をし、家庭裁判所の審理を経る必要があります。詳細は後述しますが、次のような申立てが必要です。

- ・本人の判断能力がない、あるいはほぼない状態で、財産管理や諸手続において広範囲の代理権を持つ援助者を選任する必要があるような場合 ⇒ 「後見開始の審判」申立て（成年後見人を選ぶ手続）
- ・本人の判断能力に後見類型ほどの問題があるわけではないが、財産管理において問題が生じることが多くなってきており、援助者を選任する必要があるような場合 ⇒ 「保佐開始の審判」申立て（保佐人を選ぶ手続）
- ・本人の判断能力の問題は軽度であり、本人自身がその問題を自覚でき、本人自身も必要に応じた援助者を選任して欲しいと考えている場合 ⇒ 「補助開始の審判」申立て（補助人を選ぶ手続）

※ 後見，保佐，補助の類型は，あくまでも現在の本人の判断能力で決めることになります。

たとえば，現在，本人の認知症は軽いけれども，高齢だし，そのうち重くなるだろうから今のうちに後見開始をしたいと考えたとしても，できません。



Q2 成年後見がはじまる（後見が開始する）と，どうなりますか？

また，成年後見人は，どのような仕事をしますか？

本人の判断能力がない，あるいはほぼない状態であるということが確認できれば，家庭裁判所は，本人に「後見を開始する」審判をし，同時に援助者である「成年後見人」を選任します。

成年後見人は「後見人」と省略することが多いですが，ここでは「未成年後見人」や「任意後見人」と区別するため「成年後見人」と正式名称で記載しています。「保佐人」や「補助人」はこれが正式名称です。

「後見を開始する」とは聞きなれないかもしれませんが，そのような言い方をします。「保佐を開始」，「補助を開始」も同様です。

本人は，ごく日常的な買い物を除き，単独で法律行為ができなくなります（身分行為に関する手続を除く）。医師，税理士などの資格や，会社役員，公務員などの地位を失います。印鑑登録もできなくなります。

一旦，「後見が開始する」と，本人の判断能力が回復するか本人が亡くなるまで，後見状態が続きます。申立ての目的を達したから，との理由で取りやめることはできません。

選任された成年後見人は，単独で法律行為ができなくなった本人に代わって，本人の収支の管理を行ったり，財産管理を行う上で必要な手続や法律行為（預貯金の取引，不動産の処分，遺産分割など）を行ったりします。また，介護契約や施設入所契約などを行ったりします。

成年後見人には，広範囲にわたる代理権が与えられますが，本人のためにならないような行為を行えば，当然その責任を問われます。



Q3 保佐がはじまる（保佐が開始する）と、どうなりますか？

また、保佐人は、どのような仕事をしますか？

本人の判断能力が、著しく不十分である状態であることが確認できれば、家庭裁判所は、本人に「保佐を開始する」審判をし、同時に援助者である「保佐人」を選任します。

本人は、日常の買い物は単独でできますが、民法13条1項に定められている重要な財産行為については、保佐人の同意を得ないとできなくなります。また、医師、税理士などの資格や、会社役員、公務員などの地位を失います。

※民法13条1項に定められている重要な財産行為

- ①預貯金を払い戻したり、金銭を貸し付けたりすること
- ②金銭を借りたり、保証人になること
- ③不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること
- ④民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること
- ⑤贈与、和解、仲裁合意をすること
- ⑥相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦贈与や遺贈を拒絶したり、それらが不利であっても受けたりすること
- ⑧新築、改築、増築や大修繕をすること
- ⑨民法602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること

保佐人に与えられる権限は、成年後見人とは大きく異なります。

まず、「保佐が開始」しただけでは、保佐人には代理権は与えられません。保佐が開始して保佐人に与えられる権限は、民法13条1項に定められている重要な財産行為を本人が行おうとする際、本人にとっての利益や必要性を考えた上で同意する権限（同意権）と、本人が重要な財産行為を保佐人の同意を得ずに行った際、それを取り消す権限（取消権）のみです。

例）自宅で一人暮らししている保佐が開始している本人が、昔からの知り合いに頼まれて、保佐人の同意を得ず、数百万円を貸した。すぐに保佐人がそのことを知り、当該知り合いに接触し、本人が金銭を貸した行為を取り消し、貸した金を返してもらった。

同意権や取消権のみで本人の援助が十分できる場合もあるかもしれませんが、保佐人が本人の代わりに法律行為を行った方が良いと考えられる場合、別途、その法律行為の代理権を付与する申立てを家庭裁判所にすることができます。また、同意権を民法13条1項に定められているものよりさらに広げたい場合は、同意権を拡張する申立てを家庭裁判所にすることができます。

ただし、代理権付与については、その必要性が認められても本人が代理権付与に同意しなければ付与することはできません。

なお、保佐開始後に代理権付与や同意権拡張を追加する申立てや取り消す申立てをすることもできます。

Q 4 補助がはじまる（補助が開始する）と、どうなりますか？

また、補助人は、どのような仕事をしますか？

補助は、本人の判断能力が後見や保佐ほど劣ってはいないものの、不十分である場合に利用されることが多いですが、後見や保佐と大きく異なる点は、単に本人の判断能力が不十分であるというだけで開始できるわけではないということです。本人自身も、補助を開始して補助人をつけることに同意していることが必要であり、補助人に援助して欲しい行為を特定する申立ても必要になります。

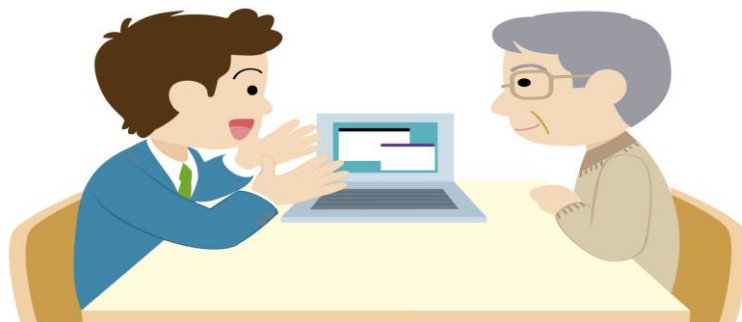
補助人に援助して欲しい行為を特定する申立てとは、本人の代わりに特定の行為を代理して欲しいという「代理権付与」の申立てや、本人がある法律行為を行うときには補助人の同意を得なければならないという「同意を要する行為の定め」の申立てを言います。「同意を要する行為の定め」は、民法13条1項に定められている重要な財産行為の範囲内で申し立てることができます（ただし民法13条1項の全てを同意を要する行為とすることはできません。必要な一部の行為に限ります。）。

※民法13条1項に定められている重要な財産行為

- ①預貯金を払い戻したり、金銭を貸し付けたりすること
- ②金銭を借りたり、保証人になること
- ③不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること
- ④民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること
- ⑤贈与、和解、仲裁合意をすること
- ⑥相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦贈与や遺贈を拒絶したり、それらが不利であっても受けたりすること
- ⑧新築、改築、増築や大修繕をすること
- ⑨民法602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること

家庭裁判所は、本人に「補助を開始する」審判をすると、同時に援助者である「補助人」を選任します。補助が開始しても、本人は、後見や保佐のように権利や資格を制限されることはありません。

補助人は、申立ての範囲内で家庭裁判所が認めた重要な財産行為について、本人にとっての利益や必要性を考えた上で同意したり（同意権）、本人が重要な財産行為を補助人の同意を得ずに行った際、それを取り消したり（取消権）します。また、申立ての範囲内で家庭裁判所が付与した特定の法律行為について、本人を代理して行います。



【参考／成年後見制度における類型のちがい】

援助の類型	後見	保佐	補助
本人(援助を受ける人)の判断能力	判断能力がない。 あるいはほぼない	判断能力が著しく不十分 (少しはある。)	判断能力が不十分(保佐 類型と比べるとあるが、や やこころもとない。)
イメージ	日常的な買い物が援助があってもできない、あるいは著しく困難である。	日常的な買い物はできる (援助を受ける場合も含む)が、大きな買い物(不動産、車など)はできない。	大きな買い物(不動産、車など)もできるかもしれないが、やや不安がある。そのことを本人もほぼ自覚できている。
	自分自身、家族、場所、今日の年月日などが全くあるいはほぼわからない(見当識障害が高度)。	自分自身、家族、いる場所、今日の年月日などがわかるときもあれば、おぼつかないときもある。	自分自身、家族、いる場所、今日の年月日などはほぼわかっている。
	記憶障害が非常に重い。	記憶障害あり。程度は重い～軽いまでいろいろ。	記憶障害はない。あったとしても軽い。
開始に本人の同意が必要か？	不要	不要	必要
援助者の代理権	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の行為」のみ	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の行為」のみ
	※上記代理権は後見が開始すると付与される	※代理権設定には申立てと本人の同意が必要	※代理権設定には申立てと本人の同意が必要
援助者の同意権や取消権	成年後見人は、本人の法律行為を取り消すことができる(ただし日常生活に関する行為については取り消せない)。 ※上記取消権は後見が開始すると付与される。	本人が、民法13条1項所定の行為(借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築、改築、増築など)を保佐人の同意を得ずして行った場合、保佐人はその行為を取り消すことができる。 ※上記同意権(取消権)は保佐が開始すると付与される。その他の同意権設定には申立てが必要	本人が、申立てによって定められた特定の行為(民法13条1項のうち一部の行為)を補助人の同意を得ずして行った場合、補助人はその行為を取り消すことができる。 ※同意権(取消権)設定には申立てと本人の同意が必要

Q 5 任意後見制度とはどのようなものですか？

任意後見制度とは、将来、本人の判断能力が不十分になった際に援助してもらう後見人（任意後見人といいます）を前もって指定し、援助してもらう内容について具体的に定めておく制度です。任意後見人は、契約した範囲内で本人を支援することになりますので、成年後見人のように包括的な代理権や取消権はありません。

この制度を利用するためには、本人にきちんとした判断能力があるうちに、あらかじめ「公正証書」によって、後見人（任意後見人）になってもらう予定の人と契約を結んでおく必要があります。任意後見の契約を結ぶ手続は、公証人役場で行うことになりますので、詳しい内容や手続方法については、最寄りの公証人役場でおたずねください。

なお、任意後見契約を結んだだけでは、効力は生じません。任意後見契約を結んだ後、本人の能力が低下した時点で、家庭裁判所に「任意後見監督人」を選任する申立てをし、任意後見監督人が選任されると効力が生じます。

これから任意後見契約を結びたい場合

→ 公証人役場へ相談

すでに任意後見契約を結んでおり、
その効力を生じさせたい場合

→ 家庭裁判所に「任意後見監督人」
選任の申立てを行う。

成年後見制度（法定後見）と任意後見制度は、本人の援助を行うという点では似ていますが、制度構造的には全く異なるものとお考えください。

この「成年後見申立ての手引」では、Q 5 以外、「成年後見制度（法定後見）」の説明です。



任意後見契約を結んでいたり、あるいは任意後見契約の効力が生じたりしている場合は、「本人の利益のため特に必要と認めるときに限り」、成年後見制度を利用することができるとされています。つまり、**原則は任意後見契約が優先しますが、成年後見制度を利用することができる場合もあります。**

2 後見人等の選任、後見人等の職務について

Q6 後見人等になりたいと希望した人（候補者）が必ず後見人等になれるか？

親族以外の第三者（専門職）が選ばれることもあると聞いたのですが。

- 1 家庭裁判所は、本人の状況（本人の財産状況、本人をとりまく親族等の状況）、申立ての動機となった課題、後見人等になりたいと希望した候補者の状況などさまざまな観点から総合的に判断し、後見人等を選任します。

そのため、希望した候補者を必ずしも後見人等を選任するとは限りません。

判断は個々のケース別に行いますが、以下のいずれかに該当する場合は、親族以外の第三者（専門職）を後見人等を選任する可能性が高くなります。熊本家庭裁判所では、後見等を開始したケースのうち、半数以上のケースで専門職を後見人等を選任しています。

- ① 親族間に意見の対立がある場合
- ② 財産が高額、あるいは多岐にわたる場合。賃料収入など大きな変動が予想される財産を保有する場合
- ③ 不動産の売買、生命保険金の受領、遺産分割など、申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合
- ④ 候補者と本人との間に貸し借りや立替金があり、その清算について本人の利益を保護する必要がある場合
- ⑤ 候補者が、従前、本人と疎遠であった場合
- ⑥ 候補者と本人が同一家計で生活費等が分離されていない場合
- ⑦ 候補者の状況から、今後の適正な事務遂行が難しいと思われる場合

また、次の「欠格事由」にあたる方は、後見人等になることができません。

（欠格事由）

- 1）未成年者
- 2）後見人等を解任されたことがある人
- 3）破産者で復権していない人
- 4）本人に対して訴訟をしたことがある人。その配偶者または親子
- 5）行方不明である人

- 2 親族以外の第三者（専門職）とは、法律や福祉の専門的知識を有する弁護士、司法書士、社会福祉士などです。専門職の選任が必要と考えた場合、家庭裁判所は、各専門職団体に推薦依頼を行い、後見人等の職務を行うにあたり一定の知識を持った専門職を選任します。

- 3 専門職を選任した後、たとえば申立ての動機となった重大な法律行為が済み、専門職が後見人等を続ける必要性がなくなった場合に、親族を後見人等として選任し、専門職には辞任してもらうこともあります。

Q 7 後見人等は一人に限られますか？

必要に応じて、複数の後見人等を選任する場合もあります。

複数の後見人等を選任した場合、責任の所在が不明確にならないよう、後見人等の権限を分ける場合があります。たとえば、成年後見人を二人選任し、一人には身上監護の権限（介護契約や入所契約などを行う権限）を与え、一人には財産管理の権限を与える、といった具合です。

複数の後見人等を選任した後、事情が変わった場合に、後見人等が一人になることもあります。また、後見人等が一人であったけれども、事情が変わった場合に、複数の後見人等が選任される場合もあります。

Q 8 後見人等の権限でできないことはなんですか？

後見人等の不正行為を耳にしますが、不正行為とはどんなことですか？

1 後見人等の権限でできないこと

成年後見人には広範な代理権が与えられています。また、保佐人や補助人も、与えられた範囲で代理権がある場合もあります。

ただし、後見人等は次の行為を代理することはできません。

- ① 遺言
- ② 身分行為（結婚、離婚、養子縁組など）
- ③ 医療行為の代諾
- ④ 後見人等と本人が同じ相続人となる遺産分割

また、次の行為は後見人等の義務ではありません。

- ⑤ 施設入所時等の保証人（身元引受人）となること
- ⑥ 本人死亡時の身元引取り

さらに、次の行為には事前に裁判所の許可が必要になります。

- ⑦ 居住用不動産の処分

2 後見人等の不正行為

成年後見制度は、本人の権利利益を保護するための制度で、本人の親族等の利益を図るための制度ではありません。

成年後見人には本人の財産を管理する権限が与えられます。保佐人や補助人も財産を管理する代理権が与えられていれば権限があります。しかし、それは、後見人等が、本人の財産をいくらかでも自由に使ったり処分したりしてもよいということではなく、あくまでも「本人のために」、
「本人の利益になるように」管理しなければなりません。よって、本人の財産を、後見人等自身、親族、知人等のために使うこと（単なる支出に限らず、貸付、贈与も含む）があれば不正とみなされます。また、他者名義の口座で管理、多額の現金管理、リスクの高い投資運用をはじめる、などは、不適切な管理とみなされ、問題となります。

不正行為があれば、後見人等を解任されたり、民事責任（損害賠償）を負ったり、刑事責任（業務上横領等）を問われたりする場合があります。

Q 9 後見人等は家庭裁判所に職務内容を報告し、監督を受けると聞きましたが、具体的にはどういうことですか？

後見人等に選任されると、その仕事の内容を、定期的に家庭裁判所に報告し、必要に応じて指導を受ける義務があります。これを「後見等監督」と言います。

後見等監督は、家庭裁判所が行いますが、別途、後見等監督人を選任し、その監督人が監督を行う場合もあります。

家庭裁判所が行う監督は、具体的には、まず、後見人等から、後見等事務報告書、財産目録、預貯金通帳の写し、などを決まった時期に提出してもらいます。提出してもらった資料を家庭裁判所でチェックし、追加資料の提出を求めることもあります。その後、必要があれば電話や直接の面談で状況を確認したり、指導がなされたりします。

報告を行わなかったり、指導に従わなかったりすると、それだけで後見人等を解任される場合もあります。

なお、選任された後見人等は、申立人や本人の親族に対し、後見等事務の内容を報告する義務はありません。

3 後見人等の報酬

Q10 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が後見人等に選任されると、報酬を支払わなければならないと思いますが、具体的にはどのように決められますか？

また親族など専門職以外の者が後見人等に選任された場合、報酬はどうなりますか？

後見人等は、その職務内容に応じて、本人の財産の中から報酬を受け取ることができます。これは専門職であっても、親族であっても同じです。

ただし、後見人等が勝手に本人の財産から報酬を受け取ることはできません。事前に、家庭裁判所に対し、「報酬付与の申立て」を行う必要があります。

家庭裁判所は、その職務内容や本人の財産に応じ、報酬額を決めます。



4 後見制度支援信託

※利用できるのは「成年後見」のみで、保佐、補助では利用できません。

Q11 後見制度支援信託とはどのようなものですか？

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な預貯金等を成年後見人が管理し、それ以外の金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです（信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象になります）。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり解約したりするには、家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。ただし、本人の定期収支が赤字で、成年後見人が管理する預貯金口座の残高が確実に減っていくような場合、あらかじめ決まった金額を定期的に信託財産から成年後見人が管理する預貯金口座に送金してもらうようにすることもできます。一方、本人の定期収支が黒字で、成年後見人が管理する預貯金口座の残高が増えていくような場合、随時、追加で信託契約を行う場合もあります。

Q12 後見制度支援信託は、どのような件について利用が検討されますか？

また利用のメリットはなんですか？

後見制度支援信託は、本人の流動資産（預貯金などすぐに現金化できる資産）が高額の場合に利用を検討します。もっとも、後見制度支援信託は本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つですから、本人の財産が高額だからといって全ての事件で利用されるわけではありません。

後見制度支援信託は、本人財産の保護のための制度ですが、成年後見人にとっても、管理する財産が限られることで、事務負担の軽減にもつながる制度と言えます。

5 後見人等の職務終了時期

Q13 後見人等が選任されると、その仕事はいつまで続くのですか？

一旦、後見等が開始すると、本人が亡くなるまで、あるいは判断能力が回復するまで、後見人等の仕事は続きます。申立ての動機であった何らかの課題が解決したからといって、後見等をやめることはできません。

判断能力が回復した場合も、すぐに後見人等の仕事が終わるわけではなく、判断能力が回復したことを理由とする後見等開始の審判の取消の手續（申立て）を家庭裁判所に行い、取消の審判を受ける必要があります。

Q14 後見人等を辞めたいときは、どうしたらよいですか？

一旦、後見人等に選任されると、自由に辞めることはできません。「後見人等辞任許可」の申立てをし、家庭裁判所から辞任の許可の審判を受ける必要があります。

「後見人等辞任許可」の申立てがあると、家庭裁判所は、辞任について正当な事由（たとえば、後

見人等が病気になった、高齢になった、遠方へ転居することになったなど）があるかを審理し、許可するかどうかを判断します。

※ 「後見人等辞任許可」の申立ての際、辞任が許可されると新たな後見人等を選任しなくてはならない場合は、「後見人等選任」の申立ても同時に行っていただく必要があります。

Q15 後見人等を辞めさせられるときもありますか？

後見人等の職務内容に不正が認められた場合、家庭裁判所が、後見人等を辞めさせる（「解任する」）ことがあります。

本人の財産に損害を与えた場合、後見人等は、単に辞めさせられるだけでなく、民事責任を負ったり（損害賠償を行う）、刑事責任を問われたり（業務上横領罪等で処罰される）することもあります。

なお、一旦、後見人等を辞めさせられると、他の人の後見人等になることもできなくなります。



第2 成年後見制度を利用するには？ ～申立ての準備

Q16 本人の判断能力に問題が出てきたので、成年後見制度を利用したいのですが、どうしたらよいですか？

1 手続（申立て）を行う家庭裁判所を検討する。

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをすることになります。

通常、「本人の住所地」とは、本人の住民票上の住所地になります。本人が、住民票上の住所以外の病院や施設で生活し、その状況が長く続いている（あるいは今後も続く）場合は、当該病院や施設の住所地になります。

※ 申立てに基づき、後見等が開始すると、その後の後見等監督、報酬の付与を求める申立て、後見人等辞任の申立てなども開始を決定した家庭裁判所で行うことになります。

※ 家庭裁判所の判断で、他の家庭裁判所に手続を移すこともあります。

2 手続（申立て）を行う家庭裁判所で手続案内を受け、申立書式等を入手する。

手続（申立て）を行う家庭裁判所が決まったら、できるだけ、その家庭裁判所に直接出向いて、成年後見制度利用についてのDVDを視聴し、申立書式等を入手し、職員から手続案内を受けてください。

手続を行う家庭裁判所が遠方ですぐに直接出向くことができない場合、最寄りの家庭裁判所で、とりあえず成年後見制度についてのDVDを視聴するか、あるいは裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp>) でビデオ「わかりやすい成年後見制度の手続」をご覧ください。

申立書式等については、各家庭裁判所で、できるだけ効率よく手続が進められるよう独自に定めているところがほとんどですので、手続を行う家庭裁判所の書式を用いることをお勧めします。熊本家庭裁判所で手続を行う場合、直接、申立書式をお渡しすることもできますし、熊本家庭裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp/kumamoto/>あるいは「熊本家裁－後見ガイド」で検索) でダウンロードすることもできます。

Q17 申立書式を入手しました。申立ては誰が行うのが良いですか？

1 申立てができる人は？

申立てができる人を申立権者と言いますが、申立権者は、法律で、次のように決まっています。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 四親等内の親族（本人の親／配偶者の親も含む、子／配偶者の子も含む、兄弟姉妹／配偶者の兄弟姉妹も含む、おじおば、おいめい、いとこ、などです）
- ④ 未成年後見人、未成年後見監督人
- ⑤ 検察官
- ⑥ 市町村長
- ⑦ （後見開始の場合）保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人
- ⑧ （保佐開始の場合）後見人、後見監督人、補助人、補助監督人

- ⑨（補助開始の場合）後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人
 ⑩（任意後見契約が登記されている場合の）任意後見受任者，任意後見人，
 任意後見監督人

実際に，申立てをされる方としては，②本人の配偶者，③四親等内の親族が多いです。

①のとおり，本人も申立権者ではありますが，もともと本人は判断能力が不十分な人ですので，本人申立てについては家庭裁判所でも慎重に取り扱うことになります。事実上，本人の世話をしている周囲の方が，成年後見制度の利用が必要と考えたけれども，申立権者になりそうな親族がおらず，本人を申立人として書類作成などをお膳立てして申立てをされるケースを目にすることがありますが，本人の申立意思を確認できない場合，手続を進めることが難しくなります。

身近な親族等で申立権者が見当たらない場合，⑥市町村長が申立てをすることができますが，各市町村で申立ての要件が決まっているようですので，各市町村にご相談ください。

2 誰が申立てを行うのが良いか？

申立人は，申立てについての責任を持つ立場になります。

申立後に，不足の書類があれば提出していただいたり，申立ての事情について直接確認するため家庭裁判所にお越しいただいたりします。また，申立てにかかる費用は，原則として申立人の負担となっており，本人の財産から勝手に支出することはできません。このような申立人の負担も踏まえて，誰が申立てを行うのがよいか十分ご検討ください。

Q18 入手した申立書式を記入して準備する際の留意点を教えてください。また，様々な書類を取り寄せて準備する必要があるようなので，各書類を準備する際の留意点を教えてください。

【申立書式の種類】

次の①～⑩については，家庭裁判所でお渡しする申立書式に記入して準備してもらうものです。必要な箇所を申立人自身で記入したり，医師や親族等に記入してもらったりして準備します。下記の表をご覧ください。

	書式	記載する人	留意事項
①	申立書	申立人	後見人等候補者については，本申立ての手引前半をよく読んで上で，誰を候補者とするか十分ご検討ください。
②	診断書及び診断書附票	医師	・精神科医が望ましいですが，本人のかかりつけで本人の判断能力について把握しており，書式の診断書作成が可能である医師であれば差支えありません。 ・<u>3か月以内の最新のもの</u>（古い場合，取得し直してもらう場合があります。） ・鑑定を引き受けてくれる医師であれば，鑑定が必要となった場合，手続がスムーズに進みます。
③	親族関係図 （次頁につづく）	申立人	・本人の推定相続人（もし，本人が亡くなったら相続人となる人）全員を記入

③	親族関係図 (つづき)	申立人	・推定相続人の範囲については、本頁下から次頁の「※推定相続人について」を参考にしてください。 ・申立人や候補者が、推定相続人でない親族の場合は、申立人や候補者についても本人との関係がわかるよう親族関係図に記入してください。
④	同意書	推定相続人全員 (推定相続人が未成年者の場合は必要ありません)	手続を速やかに進めるため、同意書の提出をお願いしています。 (なお、推定相続人と連絡がとれない、これまでのいきさつから同意を得ることが難しいなどの事情がある場合には、その方の同意書を提出していただく必要はありません。ただし、審理の参考のために必要があれば、その方に裁判所から書面を送付するなどして意向をお尋ねすることもありますので、<u>同意が得られない場合でも、申立てを行うことについて、できるだけ伝えておくようお願いします。</u>)
⑤	申立事情説明書	申立人	申立ての事情や本人の状況について詳しく記入してください。
⑥	後見人等候補者事情説明書	後見人等候補者 (代筆不可)	後見人等候補者の方には家庭裁判所におこしいただき、事情を直接確認させていただいたり、後見人等の職務内容を説明させていただいたりすることがございます。
⑦	財産目録	申立人	本人の財産が判明しない場合でも、できるだけ把握して記入してください。
⑧	収支一覧表	申立人	月額平均 で記入してください。
⑨	代理行為目録 (保佐、補助。必要に応じて)	申立人	・本人の同意について確認がとれなければ付与できません。 ・必要性がない項目があげられている場合も付与できません。 (例えば本人に不動産がないのに「☐ 本人の不動産に関する取引」にチェックが入っているなど)
⑩	同意行為目録 (補助。必要に応じて)	申立人	・本人の同意について確認がとれなければ付与できません。 ・必要性がない項目があげられている場合も付与できません。 (※全ての項目にチェックすることは認められません。)

※推定相続人について

		推定相続人
1	本人の配偶者と子がいる場合	配偶者と本人の子 ※本人の子のうち亡くなっている者がいればその子の子(孫)となる。
2	本人の配偶者はいるが、本人の子も孫もおらず、本人の親がいる場合	配偶者と本人の親

3	本人の配偶者はいるが、本人の子も孫もおらず、本人の親もおらず、本人の兄弟姉妹がいる場合	配偶者と本人の兄弟姉妹 ※本人の兄弟姉妹のうち、亡くなっている者がいれば、その兄弟姉妹の子(おいめい)となる。
4	本人の配偶者がおらず、本人の子がいる場合	本人の子 ※本人の子のうち、亡くなっている者がいれば、その子の子(孫)となる。
5	本人の配偶者も子も孫もないが、本人の親がいる場合	本人の親
6	本人の配偶者も子も孫も親もないが、本人の兄弟姉妹がいる場合	本人の兄弟姉妹 ※本人の兄弟姉妹のうち、亡くなっている者がいれば、その兄弟姉妹の子(おいめい)となる。
7	本人の配偶者も子も孫も親も兄弟姉妹もおいめいもない場合	存在しない



【取り寄せるなどして準備する書類】

次の⑪～⑰については、申立人が取り寄せたり、保管してあるものの写しをとったりして準備します。
市町村役場や法務局で取得する書類(⑫～⑮)については、3か月以内の最新のものを用意してください。

	必要書類	請求先	留意事項
⑪	本人の「療育手帳」写し 「精神障害者保健福祉手帳」写し		本人が交付を受けている場合のみ
⑫	本人の戸籍謄本(全部事項証明書)	本籍地のある市区町村役場	
⑬	本人の戸籍附票または住民票	・戸籍附票の場合は本籍地のある市区町村役場 ・住民票の場合は住所地のある市区町村役場	住民票は全部記載証明(省略のないもの)
⑭	後見人等候補者の戸籍附票または住民票	・戸籍附票の場合は本籍地のある市町村役場 ・住民票の場合は住所地のある市町村役場	本人と後見人等候補者が同一世帯の場合は、本人と共通で1通取得で可

⑮	本人の登記されていないことの証明書	次のいずれかで請求が可能 ①各地の法務局(熊本県内なら熊本地方法務局本局のみ)の窓口で請求 ②東京法務局に郵送で請求(東京法務局の窓口請求も可能) ③東京法務局にオンラインで請求	申立書式集に添付している申請書, または法務局に備え付けの申請書を利用 ※後見等開始がされていないことを確認するためのものです。
⑯	財産目録に記載した財産内容を証する資料		各種財産について, 必要書類あり。 <u>下の※⑯を参照</u>
⑰	収支一覧表に記載した収支状況を証する資料		各収入, 各支出を証する資料として, 必要書類あり。 <u>次頁の※⑰を参照</u>

※⑯ 財産目録に記入した財産内容を証する書類

		必要書類	請求先
1	不動産がある場合	☐ 不動産登記全部事項証明書(原本)	→法務局
		☐ 固定資産評価証明書(原本) ☐ 固定資産税納付通知書(写し)	→市区町村役場 →郵送されてくるものの写し
2	預貯金がある場合	☐ 預貯金通帳の写し ☐ 定期預貯金, 定額貯金 の証書の写し	
3	有価証券がある場合	☐ 証券会社発行の取引残高証明書原本あるいは写し	
4	保険, 共済契約がある場合	☐ 保険, 共済等の証書の写し	
5	貸金, その他がある場合	☐ 内容を証する資料の写し	
6	負債がある場合	☐ 負債についての契約書の写し ☐ 残高証明書 ☐ 返済予定表の写し ☐ 未払料金の請求書の写し	
7	未分割の遺産がある場合	☐ 遺産の内容を証する資料(上記1～6の財産関係資料を参照))	

※⑰ 収支一覧表に記入した収支状況を証する書類

	(定期収入を証する書類)	必要書類	備考
1	年金収入がある場合	☐ 公的年金証書 ☐ 公的年金支給額通知書 ☐ 個人年金保険, 共済契約の証書	いずれかの写し
2	家賃収入がある場合	☐ 賃貸借契約書 ☐ 家賃帳	いずれかの写し
3	給与取得, 事業所得がある場合	☐ 給与明細書あるいは源泉徴収票の写し ☐ 確定申告書の写し	
4	還付金, 各種手当がある場合	☐ 還付金に関する通知書の写し ☐ 各種手当に関する通知書の写し	
5	その他収入がある場合	☐ 内容を証する書類の写し	
	(定期支出を証する書類)	必要書類	備考
1	入院費用や施設費用がある場合	☐ 領収書の写し(直近3か月分)	
2	病院や施設で管理するこづかい支出がある場合	☐ こづかい帳の写し ☐ こづかいの領収書の写し	
3	自宅の家賃, 光熱費を支払っている場合	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 光熱費等の領収書の写し	
4	健康保険料, 介護保険料, 各種税金を支払っている場合	☐ 健康保険料の納付書の写し ☐ 介護保険料の納付書の写し ☐ 固定資産税納付通知書の写し ☐ その他税金の納付書の写し	
5	負債の返済を行っている場合	☐ 負債についての契約書の写し ☐ 残高証明書の写し ☐ 返済予定表の写し	
6	その他定期支出を証する資料	☐ 金銭出納簿の写し	

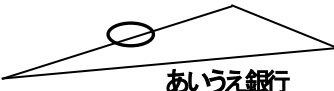
【各資料について写し(コピー)の取り方】

● 預金通帳

(空白)

総合口座通帳

001 1234567 □□□□ 様



あいえ銀行

(空白)

10-10-10	国民年金	28,583		
10-10-10	厚生年金	231,000		
10-10-10	電気料		3,000	

ア 表紙のコピー例

ウ 記帳のあるページのコピー例

※通帳は次の部分をコピーしてください。

ア 表紙(金融機関名, 口座番号, 口座の名義人などの記載があります)

イ 表紙をめくってすぐの見開きページ(口座番号, 取扱店名などの記載があります)

ウ なるべく直前に記帳していただき, 記帳のあるページを全部。旧通帳がある場合は, そちらも全部のページ。

エ 定期預貯金, 定額貯金のページがある場合は, 空欄でもそのページも必要

● その他の書類

A4判

2cm
←→

(空白)

A3判(A4の2倍)

2cm
←→

(空白)

※基本的に「A4判縦, 左とじ」となるよう, 左側に2センチ程度の空白(とじしろ)ができるようにコピーしてください。

Q19 申立てにかかる費用はいくらくらいですか？

また、申立てにかかる費用は誰が負担しますか？

1 申立てにかかる費用について

(1) 申立てに必要な書類を取得したり写しをとったりするための費用

それぞれのケースによって金額の総額は異なります。

市町村役場で請求する証明書や、法務局に請求する登記事項証明書は、取得するのに1通数百円かかります。それぞれの公的機関にお問い合わせください。

(2) 申立書式の作成を弁護士や司法書士に依頼した場合の費用

申立書式の作成や必要な書類の取り寄せについて、申立人が弁護士や司法書士に依頼する場合もあるかもしれませんが、その費用については各弁護士や司法書士にお問い合わせください。

(3) 申立時に裁判所へ納める費用について

(3)－1 「後見開始の審判」申立時に、裁判所へ納める費用

①申立手数料

800円（現金ではなく、収入印紙を購入してご準備ください。）

②登記手続費用

2600円（現金ではなく、収入印紙を購入してご準備ください。）

※ 800円分の収入印紙と、2600円分の収入印紙は、別の費用になります
ので、必ず800円分と2600円分で分けてご購入の上、ご提出ください。

③郵便切手（次のとおり郵便切手を購入してご準備ください。）

500円切手	×	6枚	}	(計4, 217円分)
82円切手	×	6枚		
50円切手	×	8枚		
20円切手	×	10枚		
10円切手	×	10枚		
2円切手	×	10枚		
1円切手	×	5枚		

(3)－2 「保佐開始の審判」, 「補助開始の審判」申立時に、裁判所へ納める費用

①申立手数料

800円（現金ではなく、収入印紙を購入してご準備ください。）

②登記手続費用

2600円（現金ではなく、収入印紙を購入してご準備ください。）

※ 800円分の収入印紙と、2600円分の収入印紙は、別の費用になります
ので、必ず800円分と2600円分で分けてご購入の上、ご提出ください。

③郵便切手（次のとおり郵便切手を購入してご準備ください。次頁にも続きます。）

500円切手	×	8枚	}	(計5, 381円分)
82円切手	×	8枚		
50円切手	×	8枚		
(次頁に続く)				

(前頁から続く)

20円切手	×	10枚
10円切手	×	10枚
2円切手	×	10枚
1円切手	×	5枚

(3)－3「保佐開始の審判」，「補助開始の審判」申立てと同時に，「代理権付与」や「同意を要する行為の定め」申立てを行う場合に，裁判所へ納める費用

①申立手数料

各申立て1件につき 800円（現金ではなく，**収入印紙**を購入してご準備ください。）

※ 「代理権付与」1件のみなら800円分の収入印紙，「同意を要する行為の定め」1件のみなら800円分の収入印紙，「代理権付与」と「同意を要する行為の定め」の2件なら1600円分の収入印紙になります。

②登記手続費用

開始申立てと同時に申立ての場合，必要ありません。

③郵便切手

開始申立てと同時に申立ての場合，必要ありません。

(4) 申立後に，鑑定（精神鑑定）を実施する場合の費用

後見開始及び保佐開始に際しては，原則，本人の判断能力について，医師の鑑定が必要になっています。ただし，申立時に提出された診断書の内容から，ご本人の判断能力が明らかに後見相当，保佐相当と判断された場合は，鑑定を実施しないこともあります。

一方，補助開始に際しては，原則として本人の判断能力について医師の鑑定は不要です。ただし，申立時に提出された診断書の内容や，本人の状況によっては鑑定が必要になってくることもあります。

鑑定が必要な場合，医師に依頼することになりますが，判断能力の鑑定ですので，一般の診察よりも時間や労力を必要とし，医師への報酬として5万～10万円前後の鑑定費用が必要となります（ケースによってはさらに高額になる場合もあります。）。この鑑定費用は，家庭裁判所が鑑定が必要と判断した時点で，申立人から家庭裁判所に納めていただき，家庭裁判所から鑑定を担当した医師に支払われます。

2 申立てにかかる費用の負担者について

申立てにかかる費用は，原則，申立人の負担となっており，本人の財産から勝手に支出することはできません。

ただし，申立てにかかる費用のうち，申立時に家庭裁判所に納める収入印紙代（申立手数料と登記手続費用）や郵便切手代，申立後に鑑定が必要になった場合の鑑定費用については，申立人から本人負担を希望する申出があった場合，家庭裁判所が本人の資産状況や生活状況をみて，本人に負担させても問題ないと判断すれば，それらの費用を本人に負担させる審判をする

場合もあります。

もし、本人負担を希望する場合は、申立書の中に、「本件手続費用については、本人の負担とすることを希望する。」という欄がありますので、チェックしてください。チェックがあれば希望があるものとして手続費用の本人負担について検討します。

希望しても本人負担が認められない場合もあります。また、本人負担について認める決定が出てはじめて、本人の財産からの清算が認められますので、その前に本人の財産から勝手に支出したり、決定前に清算したりしないでください。清算方法については、選任された後見人等と相談していただくことになります。

なお、診断書の取得にかかった費用、戸籍等の取得にかかった費用、弁護士や司法書士に対する費用（報酬等）については、原則として清算できません。

Q20 申立てを本人や親族に知られずに進めることはできますか？

後見等の開始を判断するには、原則としてそれぞれ本人の陳述を聴かなければならないことが法律で定められていますので、家庭裁判所の担当者が本人とお会いし、本人の意向や状況を確認することになります（ただし、本人の判断能力の低下が著しかったり、意見の聴取が困難だったりする場合は省略することがあります。）。

特に、補助開始については、開始すること自体に本人が同意していることが条件になっていますし、保佐や補助の代理権付与についても本人が同意していることが条件になっています。

推定相続人については同意書の提出をお願いしているところですし、必要に応じて同意書の提出がない推定相続人や推定相続人以外の親族に照会することもありますので、むしろ親族には手続を進めることについて知らせておくことが適当です。



第3 後見等開始の審判申立後の手続の流れ

Q21 申立書式の記入が終わり、準備すべき書類が整いました。申立てはどのように行いますか？

「本人の住所地を管轄する」家庭裁判所に申立てをすることになります。(Q 16 / 13 ページ参照)
申立ては、準備した申立書式や資料を、「本人の住所地を管轄する」家庭裁判所に持参するか、郵便で送付する方法で行います。

熊本県内の家庭裁判所の連絡先については、「参考 熊本家庭裁判所管内の連絡先（管轄一覧）/ 25 ページ」をご覧ください。

Q22 申立てをすると、後見等が開始し、後見人等が選任されるまでにどのような手続がありますか？ また、どのくらい時間がかかりますか？

申立後の手続については、ケースによって異なりますが、申立時に提出していただいた書類を検討したうえ、必要に応じて、家庭裁判所の職員が、申立人に申立ての事情をお尋ねしたり、候補者として挙げられている方に候補者の状況についてお尋ねしたりします。本人の状況を確認したり意向聴取を行ったりもしますし、本人の判断能力について医師に鑑定を依頼することもあります。

このように様々な手続を経るため、開始や選任の審判までに、早くても1か月、遅ければ数か月かかることもあります。特に鑑定を行う場合や、親族に照会しなければならない場合などは、審判までに時間がかかる傾向があります。

※ 「参考 後見等開始の審判手続の流れ/ 26 ページ」もご覧ください。

Q23 後見等が開始し、後見人等が選任された後も、実際、後見人等が仕事を始められるまでに少し時間がかかると聞きました。それはなぜですか？

後見等が開始し、後見人等が選任されたことについては、申立人及び後見人等に、「審判書」を郵送させていただくことで告知いたします。また、本人にも同様に郵送でお知らせします。

その後、一定期間、後見等の開始審判に対する不服申立てを、本人、本人の配偶者、四親等内の親族などができますし、後見等の開始申立ての却下審判に対する不服申立てを申立人がすることができます（不服申立てを「即時抗告」と言います）。不服申立ての期間は2週間ですが、申立ての起算日が不服を申し立てる人によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

不服申立てがないと、後見等の開始が「確定」し、後見人等が職務を行うことができるようになります。ただし「確定」後に、確定した内容について東京法務局に登録する手続があり、この登記手続に数週間かかりますし、後見人等が、実際に後見人等として仕事を始める際には、東京法務局が発行する「登記事項証明書」が必要なことがほとんどのようです。

さらに、後見人等は、就任後1か月以内に、本人の財産状況について調べ、家庭裁判所へ「財産目録」や「収支一覧表」を提出しなければならないのですが、この提出が終わるまでは、急を要する行

為以外を行ってはいけないことになっています。

このような事情により、後見人等が選任された後も、後見人等が実際に仕事を始められるまでに少し時間がかかります。

※ 「参考 後見等開始の審判手続の流れ/26ページ」もご覧ください。

**Q24 専門職の関与を望まない旨伝えていたのに、専門職が選任されました。
不服申立てができますか？**

誰を後見人等に選任するかについては、家庭裁判所の判断にゆだねられており、不服申立て（即時抗告）の規定がありません。したがって、専門職が選任されたことを理由に不服申立てはできません。

Q25 後見等が開始し、後見人等が選任された旨の審判書の中に、「手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。」との記載がありましたが、これはどういう意味ですか？

Q19の2「申立てにかかる費用の負担者について/20～21ページ」をご参照ください。

申立人から、本人負担の希望があった場合、本人負担とすることが相当かについて検討し、負担させることが相当と判断した場合、「手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。」などと審判書に記載します。



参考 熊本家庭裁判所管内の連絡先（管轄一覧）

熊本県の場合、市町村別に次のとおりです。

裁判所によっては、申立て日時の予約をしていただくこともあります。

管轄裁判所	電話番号・所在	管 轄 す る 区 域
熊本家庭裁判所 本庁 (※予約不要)	(096) 206－5091, (096) 206－5184, (096) 206－2258 〒860-0001 熊本市中央区千葉城町3-31	熊本市, 宇土市, 宇城市, 合志市, 菊池市のうち旧泗水町, 菊池郡, 阿蘇郡西原村, 上天草市のうち旧大矢野町
同 御船出張所 ※受付のみ	(096) 282－0055 〒861-3206 上益城郡御船町辺田見1250-1	上益城郡（山都町は、旧蘇陽町の区域を除く。），下益城郡美里町
同 玉名支部	(0968) 72－3037 〒865-0051 玉名市繁根本54-8	荒尾市, 玉名市, 玉名郡
同 山鹿支部	(0968) 44－5141 〒861-0501 山鹿市山鹿280	山鹿市, 菊池市(旧泗水町を除く。)
同 阿蘇支部	(0967) 22－0063 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2476-1	阿蘇市, 阿蘇郡（産山村・小国町・南小国町）
同 高森出張所	(0967) 62－0069 〒869-1602 阿蘇郡高森町高森1385-6	阿蘇郡（高森町・南阿蘇村）， 上益城郡山都町のうち、旧蘇陽町の区域
同 八代支部	(0965) 32－2176 〒866-8585 八代市西松江城町1-41	八代市, 八代郡
同 水俣出張所	(0966) 62－2307 〒867-0041 水俣市天神町1-1-1	水俣市, 葦北郡
同 人吉支部	(0966) 23－4855 〒868-0056 人吉市寺町1	人吉市, 球磨郡
同 天草支部	(0969) 23－2004 〒863-8585 天草市諏訪町16-24	天草市（旧牛深市, 旧河浦町を除く。），上天草市（旧大矢野町を除く。），天草郡苓北町
同 牛深出張所	(0969) 72－2540 〒863-1901 天草市牛深町2061-17	天草市（旧牛深市, 旧河浦町）

参考 後見等開始の審判手続の流れ

家庭裁判所で、成年後見制度のDVDを見ていただいたり、家事手続案内を受けていただいたりします。申立書式をお渡ししますので、書式の記載や必要書類の取得などご準備ください。

